

合同チーム参加規定

2020年3月2日
江戸川区サッカー連盟
少年部 運営委員会
少年部長 平山 清
運営委員長 菅谷 芳秋

【趣旨】

近年サッカー競技人口の減少も影響し、単独学年及びその下位の学年を擁しても人数規定を満たさないチームが存在するようになりました。

そこで江戸川区サッカー連盟少年部では合同チームを認めることにより人数規定を満たさないチームの選手が試合参加できる道を模索することにいたしました。

東京都の推進する「補欠ゼロ」のコンセプトを受け以下のように規定を設けました。

規定に準拠するよう合同チームを編成してください。

【規定】

1. 当該学年とその直下の学年の選手を合わせても8人に満たない場合は合同チームでの参加を認める。
2. 合同チームは以下の条件のどちらかを満たしていなければならない。
 - (i) 合同チームとなる2つのチームがどちらも当該学年とその直下の学年を合わせて8人に満たない。
 - (ii) 1つのチームだけが当該学年とその直下の学年を合わせて8人に満たない場合は、当該学年の選手のみ他のチームに入って出場することができる。その場合合同チームが当該学年のみで10人以上になる場合は当該学年のみの出場とする（補欠ゼロ及び負傷者等考慮）。
3. 合同チームとして参加する際のチーム名称は当該学年の人数が多い方の名前を前にして記述する。
4. ユニフォームは当該学年の人数の多い方のユニフォームを着用し出場する。
5. 合同チームのメンバー表はチーム名称に上記3.に従ったチーム名を記載し、チーム名称で後ろに記載されるチームの選手氏名の後ろに在籍チームを括弧書きすること。

2020年3月2日改定
2020年4月1日施行

